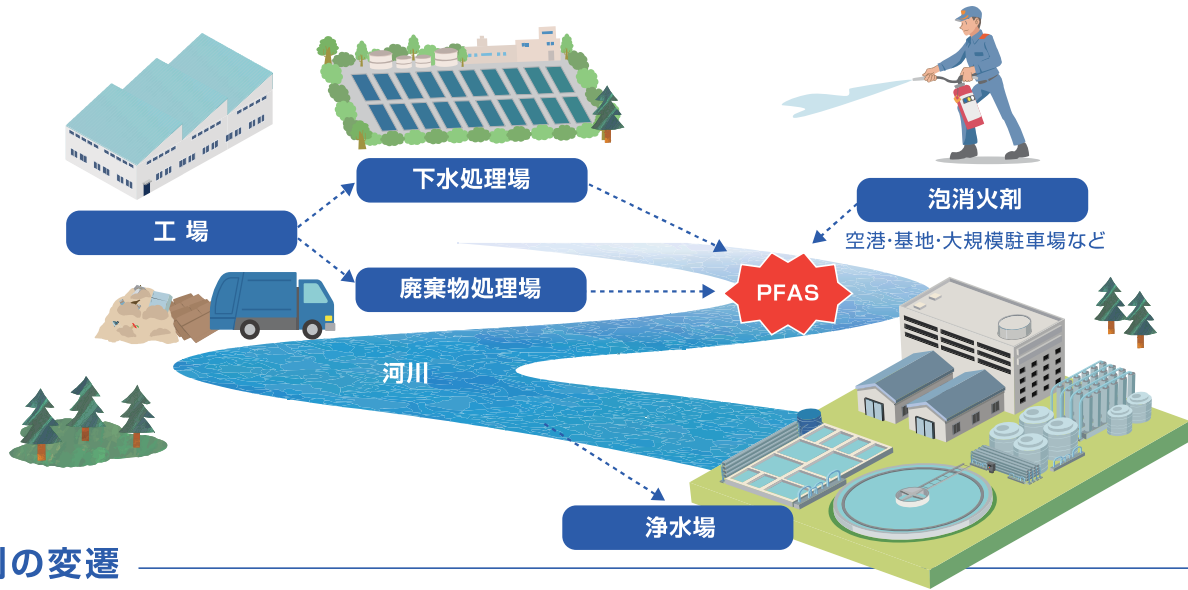


PFAS とは

PFASは有機フッ素化合物という化学物質の総称です。

PFAS(有機フッ素化合物)は自然界にはもともと存在せず、人工的に作られています。化合物は4,700種類以上あるといわれ、日常生活で使用している食品パッケージや衣類、備品に含まれています。また、「フォーエバーケミカル(永遠に残る化学物質)」と呼ばれ、自然には分解されにくく、環境や人体に長く残って蓄積されやすい物質です。人体への毒性について確定的な知見はありませんが、米国では健康への影響が報告されており、国際的に様々な知見に基づく検討が進んでいます。国内では環境省と厚生労働省が連携し、暫定目標値の取り扱いについて、専門家による検討が進められています。



規制の変遷

時期	規制	内容	備考
2009年(平成21年)	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)	PFOS及びその塩:附属書B(制限)	
2010年(平成22年)	化学物質審査規制法(化審法)	PFOS及びその塩:日本国内輸入・製造規制	
2019年(令和元年)	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)	PFOAとその塩及びPFOAの関連物質:附属書A(廃絶)	
2020年(令和2年)	薬生水発0330第1号	PFOS/PFOAを水道水の水質管理目標設定項目に追加	暫定目標値50ng/L (PFOSとPFOAの合算値)
2020年(令和2年)	環水大水発第 2005281号 環水大土発第 2005282号	PFOS/PFOAを公共用水及び地下水の要監視項目に追加	暫定目標値50ng/L (PFOSとPFOAの合算値)
2021年(令和3年)	環境基準健康項目専門委員会(第19回)資料3	PFHxSを「要調査項目」として追加	
2021年(令和3年)	化学物質審査規制法(化審法)	PFOAとその塩:日本国内輸入・製造規制	
2022年(令和4年)	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)	PFHxS及びその塩:附属書Aに追加	
2023年(令和5年)	水質汚濁防止法	令第3条の3において定める指定物質にPFOS及びPFOAが追加	
2024年(令和6年)	化学物質審査規制法(化審法)	PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩:日本国内輸入・製造規制	
2024年(令和6年)	米環境保護局(EPA)	飲料水基準にPFOS及びPFOA、PFHxS、PFNA、HFPO-DA(GenX)が追加	基準値4ng/L(PFOS、PFOA) 基準値10ng/L(PFHxSなど)

EPA基準値についての評価も可能!

その他分析についても承っております。

詳細につきましてはお気軽にお問い合わせください。